


# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉 

(連絡先 0852-22-7316)

件名 中国電力との間で「事前了解権」を認める安全協定を締結すること  
について

## 1. 要旨

島根原子力発電所立地自治体である松江市と中国電力との間で締結している「安全協定」と同じく、米子市におかれましても中国電力との間で「事前了解権」を認める安全協定を締結してください。

## 2. 陳情理由

中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では米子市など30km圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

平成23年3月11日に発生した福島第一原発においても、50km以上も離れた飯館村のように長期にわたって帰還困難地区となった例もあります。この悲惨な事故を教訓に、市民の安心・安全を確保する意味からも中国電力に対して、「事前了解権」が盛り込まれた安全協定を締結するように取り組んでください。

受付  
議収第293号-1  
30.6.-5  
和歌山県議会議事事務局

# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉



(連絡先 0852-22-7316)

件名 「事前了解権」を認める安全協定締結まで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて

## 1. 要旨

中国電力との間で島根原子力発電所立地自治体である松江市と同じ「事前了解権」を認める安全協定が締結できるまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する判断を下さないようにしてください。

## 2. 陳情理由

中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では米子市など30km圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

平成23年3月11日に発生した福島第一原発においても、50km以上も離れた飯館村のように長期にわたって帰還困難区域となった例もあります。この悲惨な事故を教訓に、市民の安心・安全を確保するためにも中国電力と「事前了解権」が盛り込まれた安全協



# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉 

(連絡先 0852-22-7316)

件名 中国電力に対して、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する市民説明会開催を求めることについて

## 1. 要旨

中国電力が新規制基準適合性審査申請前に「市民説明会」を開催するように申し入れをしてください。

## 2. 陳情理由

中国電力は平成 30 年 5 月 22 日、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では米子市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原発においても、50km 以上も離れた飯館村のように長期にわたって帰還困難区域となった例もあります。この悲惨な事故を教訓に、市民の安心・安全を確保する意味からも中国電力に対して、市民に対して十分な説明の機会のを設けるように申し入れをしてください。




# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉 

(連絡先 0852-22-7316)

件名 市民の理解が進むまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて

## 1. 要旨

市民の理解が進むまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する判断を行わないようにしてください。

## 2. 陳情理由

中国電力は平成 30 年 5 月 22 日、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では米子市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原発においても、50km 以上も離れた飯館村のように長期にわたって帰還困難区域となった例もあります。この悲惨な事故を教訓に、市民の安心・安全を確保する意味からも、中国電力から市民に対して十分な説明が行われなければなりません。島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する判断は、市民説明会が開催されるとともに、市民の理解が進むまで行わないようにしてください。

受付  
議収第 296 号-1  
30.6.-5  
和史 議会事務局


# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉 

(連絡先 0852-22-7316)

件名 島根原子力発電所に係る「検討委員会」設置を鳥取県に求めること  
について

## 1. 要旨

鳥取県に対して、島根原子力発電所に係る「検討委員会」を設け、十分な審議を行うよう求めてください。

## 2. 陳情理由

中国電力は平成 30 年 5 月 22 日、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に際し、鳥根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では米子市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

島根原発で事故が発生すれば、風向きによっては、米子市は立地自治体である松江市と同様ないしそれ以上の壊滅的な事態になる恐れがあります。

そこで、鳥取県に対して、完全な安全性を担保するために、原子力発電所に係る学者・研究者などを含めた「検討委員会」(仮称)を設置し、県民が納得できるような十分な審議を行うよう求めてください。




# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉 

(連絡先 0852-22-7316)

件名 島根原子力発電所に係る「検討委員会」設置を島根県に求めること  
について

## 1. 要旨

島根県に対して、島根原子力発電所に係る「検討委員会」を設け、十分な審議を行うよう求めてください。

## 2. 陳情理由

中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では米子市など30km圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

島根原発で事故が発生すれば、風向きによっては、米子市は立地自治体である松江市と同様ないしそれ以上の壊滅的な事態になる恐れがあります。


そこで、島根県に対して、完全な安全性を担保するために、原子力発電所に係る学者・研究者などを含めた「検討委員会」(仮称)を設置し、県民が納得できるような十分な審議を行うよう求めてください。



# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25  
(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会  
(代表者) 氏名 北 川 泉   
(連絡先 0852-22-7316)

件名 鳥取県に設置を求めた「検討委員会」が、十分な審議を終えるまで  
島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断  
を行わないことについて

## 1. 要旨

鳥取県に設置を求めた島根原子力発電所に係る「検討委員会」において、県民が納得  
できるような十分な審議がされるまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審  
査申請に関して可否を判断しないように鳥取県に求めてください。

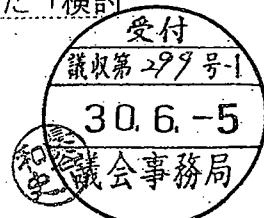
## 2. 陳情理由

中国電力は平成 30 年 5 月 22 日、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に  
際し、鳥根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始  
しました。

しかし、現時点では米子市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定  
には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な  
被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

島根原発で事故が発生すれば、風向きによっては、米子市は立地自治体である松江市  
と同様ないしそれ以上の壊滅的な事態になる恐れがあります。

鳥取県に対して設置を求めた、原子力発電所に係る学者・研究者などを含めた「検討



# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北 川 泉



(連絡先 0852-22-7316)

件名 島根県に設置を求めた「検討委員会」が、十分な審議を終えるまで  
島根原子力発電所 3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断  
を行わないことについて

## 1. 要旨

島根県に設置を求めた島根原子力発電所に係る「検討委員会」において、県民が納得できるような十分な審議がされるまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関して可否を判断しないように島根県に求めてください。

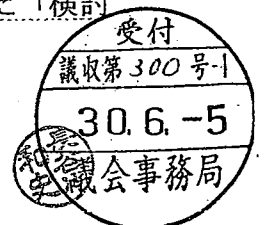
## 2. 陳情理由

中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では米子市など30km圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

島根原発で事故が発生すれば、風向きによっては、米子市は立地自治体である松江市と同様ないしそれ以上の壊滅的な事態になる恐れがあります。

島根県に対して設置を求めた、原子力発電所に係る学者・研究者などを含めた「検討






# 陳 情 書

平成 30年6月4日

米子市議会議長  
尾 沢 三 夫 様

住 所 松江市浜乃木5-10-25  
(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会  
(代表者) 氏名 北 川 泉   
(連絡先 0852-22-7316)

件名 実効性ある「避難計画」を策定するまで、島根原子力発電所3号機  
の新規制基準適合性審査申請を行わないよう中国電力に求めること  
について

## 1. 要旨

実効性のある「避難計画」ができるまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請をしないよう、中国電力に求めてください。

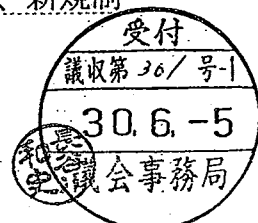
## 2. 陳情理由

中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では米子市など30km圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

島根原発で事故が発生すれば、風向きによっては、米子市は立地自治体である松江市と同様ないしそれ以上の被害を被る恐れがあります。原発事故に備えた現行の「避難計画」は、住民の生命・財産を守るための万全策ではありません。

そこで、中国電力に対して、実効性のある「避難計画」が作成されるまでは、新規制



平成 30 年 7 月 9 日

米子市議会議長

(提出者)

住 所 鳥取県鳥取市富安 2 丁目 104-1 さざんか会館  
鳥取市ボランティア・市民活動センター情報ボックス 60 番  
団体名 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)  
氏 名 共同代表 山中 幸子  
電話番号 080-6173-1318

件名) 島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請について、住民が十分に理解できるように、多くの個所で時間をかけて丁寧な説明会をすることを中国電力に求める陳情

## 1. 要旨

島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請において、中国電力が開催している一般の住民に対する説明会は、米子市においては 1 回のみであり、建設前から何度も説明を受けてきた立地自治体と比べて回数も少なく、時間的にも十分とは言えません。事前に開催日時・場所を十分広報した後、住民の理解が得られるよう、多くの個所で十分に時間をかけて丁寧な説明会をするよう、求めてください。

## 2. 理由

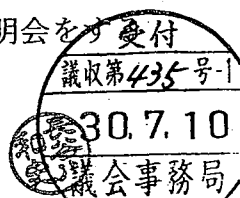
中国電力は、5 月 22 日に、島根原子力発電所 3 号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するために、鳥根県と松江市に事前了解の申し入れを行い、鳥取県・境港市・米子市など周辺自治体には事前報告を行いました。

立地自治体では、平成 9 年の 3 号機建設の申し入れ以来、安全協定にしたがってその都度説明がおこなわれてきましたが、周辺自治体においては、平成 23 年の東京電力福島第一原子力発電所の事故後になってようやく、安全協定を結んだものの、立地自治体とは説明会の回数も異なり、この点においても区別され続けてきました。

しかし、原発事故から分かったことは、被害は立地自治体に止まらず、より広範囲に及ぶということです。もはや立地自治体と周辺自治体とで、区別する合理的な理由はありません。むしろ、周辺自治体が長年にわたり、説明を受けてこなかった事情を考えれば、立地自治体より多くの回数の説明会があってもいいはずで。

住民の中には、説明会があることを知らなかった方、希望しながら参加できなかった方が少なからずいます。

以上のような事情を踏まえた上で、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請について、住民が十分に理解できるように、多くの個所で時間をかけて丁寧な説明会をすることを中国電力に求めてください。



平成 30 年 7 月 9 日

米子市議会議長

(提出者)

住 所 鳥取県鳥取市富安 2 丁目 104-1 さざんか会館  
鳥取市ボランティア・市民活動センター情報ボックス 60 番  
団体名 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)  
氏 名 共同代表 山中 幸子  
電話番号 080-6173-1318

件名) 立地自治体と同じ「事前了解権」のある安全協定に改定されるまで、中国電力に対して  
島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請を認めないことを求める陳情

## 1. 要旨

中国電力に対して、立地自治体である松江市と同じ「事前了解権」のある安全協定に改定されるまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査の申請に関して、認めないでください。

## 2. 理由

中国電力は、5 月 22 日に、島根原子力発電所 3 号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するために、島根県と松江市に「事前了解」の申し入れを行い、鳥取県・境港市・米子市など周辺自治体には「事前報告」を行いました。

東京電力 (株) 福島第一原子力発電所の事故において、原発から 50 km 以上離れた地域の人々でさえ、避難せざるを得なかった事実から学び、30 km 圏内の自治体では、現在、国の指針により避難計画を立てることを求められています。このように国がその危険を認めているにもかかわらず、電力会社と自治体が結ぶ安全協定において、立地自治体と周辺自治体で区別することに、合理的な理由は見つかりません。

島根原子力発電所 3 号機の規模は大きく、ひとたび事故が起きればその影響は計り知れません。住民の命を守ることは、自治体の重要な役割であることを考えれば、中国電力に対して立地自治体と同等の権利を持ち、責任をもって検証する必要があります。

以上の理由により、立地自治体と同じ「事前了解権」のある安全協定に改定されるまで、中国電力に対して島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請を認めないことを求めます。



平成30年7月9日

米子市議会議長

(提出者)

住所 鳥取県鳥取市富安2丁目104-1 さざんか会館  
鳥取市ボランティア・市民活動センター情報ボックス60番  
団体名 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)  
氏名 共同代表 山中 幸子  
電話番号 080-6173-1318

件名) 島根原子力発電所2号機・3号機が稼働している時、深刻な事故が生じた場合の放射性物質拡散シミュレーションを提出することを中国電力に求める陳情

1. 要旨

島根原子力発電所において、深刻な事故が起きた場合、どのような被害があるのかを検討し、実効性のある避難計画を立てるために、中国電力に放射性物質拡散シミュレーションを提出することを求めてください。

2. 理由

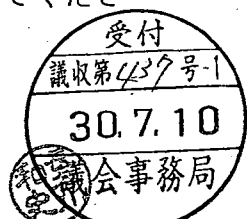
中国電力は、5月22日に、島根原子力発電所3号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するために、鳥根県と松江市に事前了解の申し入れを行い、鳥取県・境港市・米子市など周辺自治体には事前報告を行うなど、2号機だけでなく、3号機についても稼働することを前提に動き出しました。

自治体は、住民の命と暮らしを守る責任がありますので、2号機3号機において、深刻な事故が起きた場合の避難計画について検討する必要があります。また、3号機の申請が行われようとしている今、安全性について意見を述べる場合においても、貴重な資料になると考えます。

新潟県では、2015年に柏崎刈羽原子力発電所における事故を想定した放射性物質の拡散影響評価を実施し、東京電力に対してフィルタベント設備検討のため、放出開始まで25時間後、18時間後、6時間後の3ケースと、「注水できず格納容器が破損し、フィルタベントを通さずに放出される」参考ケースなどのシミュレーション結果を出しています。

また、中国電力では、住民説明会の際、自治体からの要望があれば、放射性物質拡散シミュレーションを提出できると述べています。

以上の理由により、島根原子力発電所2号機・3号機が稼働した時、深刻な事故が生じた場合の放射性物質拡散シミュレーションを提出することを、中国電力に求めてください。



平成 30 年 7 月 10 日

米子市議会議長

住 所 鳥取県鳥取市永楽温泉町 505-406

団体名 市民エネルギーとっとり

代表 手塚 智子

電話番号 070-5554-5813



## 島根原子力発電所 3 号機の適合性審査申請に関する公聴会の開催を求め

### る陳情

#### 1. 要旨

中国電力による島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関し、米子市議会として公聴会を開催することを求めます。

#### 2. 理由

去る 5 月 22 日、中国電力は、島根原子力発電所 3 号機の稼働に向け、新規制基準適合性審査申請に際し、島根県及び松江市に対して「事前了解」を求め、鳥取県及び米子市、境港市に対して「事前報告」を行いました。

現在、鳥取県、米子市、境港市が中国電力と結んでいる安全協定では、「事前了解権」がありません。しかし、島根原発で事故が起き、米子市などにその影響が及ぶ場合、海、田畑、山林、水などの生活基盤、商工業拠点、観光資源はあまねく汚染され、大規模かつ長期的な住民避難を要します。暮らしやすさは失われ、まちづくりの根幹を揺るがす事態になる恐れがあります。内閣府、福島県等の調査によると、福島第 1 原発事故の後の避難生活では、居住形態は分散居住や離散が進み、就業形態も大きく変化し、老若男女、あらゆる社会層に事故の影響が及んでいます。

島根原発 3 号機の適合性審査申請に関する判断に先立ち、公聴会を開催し利害関係者である住民の声を聞いて丁寧に議論してください。



平成30年7月10日

米子市議会議長

住所 鳥取県鳥取市永楽温泉町505-406

団体名 市民エネルギーとっとり

代表 手塚 智子

電話番号 070-5554-5813



## 島根原子力発電所に関する「専門家委員会」の設置を鳥取県に求める陳情

### 1. 要旨

鳥取県に対し、島根原子力発電所に関する「専門家委員会」を設置し、丁寧な審議を行うよう求めてください。

### 2. 理由

去る5月22日、中国電力は、島根原子力発電所3号機の稼働に向け、新規規制基準適合性審査申請に際し、島根県及び松江市に対して「事前了解」を求め、鳥取県及び米子市、境港市に対して「事前報告」を行いました。

現在、鳥取県、米子市、境港市が中国電力と結んでいる安全協定では、「事前了解権」がありません。しかし、原子力発電所で事故が起き、米子市などにその影響が及ぶ場合、海、田畑、水などの生活基盤、商工業拠点、観光資源はあまねく汚染され、大規模かつ長期的な住民避難を要します。事故が発生すれば、米子市内の住民の避難は立地自治体のあとに行われます。

以上から、原子力利用に伴う原発事故が健康と生活に及ぼす影響、経済影響（被害想定）、損害の補償体制などについて客観的に検討し、明確にするために、鳥取県に対し、環境経済学や防災学等の専門分野の学識者を含めた「専門家委員会（仮称）」を設置し、島根原発3号機の適合性審査申請に対する意見を取りまとめる前に、十分な議論を行うよう求めてください。



平成 30 年 7 月 10 日

米子市議会議長

住 所 鳥取県鳥取市永楽温泉町 505-406

団体名 市民エネルギーとっとり

代表 手塚 智子

電話番号 070-5554-5813



島根原子力発電所に係る事故リスクへの備えについて中国電力に情報公開を求める陳情

1. 要旨

中国電力に対して、島根原子力発電所に係る事故の影響想定と損害補償体制について情報を公開するよう求めてください。

2. 理由

去る 5 月 22 日、中国電力は、島根原子力発電所 3 号機の稼働に向け、新規制基準適合性審査申請に際し、鳥根県及び松江市に対して「事前了解」を求め、鳥取県及び米子市、境港市に対して「事前報告」を行いました。

しかし、島根原発で事故が起き、米子市などにその影響が及ぶ場合、海、田畑、水などの生活基盤、商工業拠点、観光資源はあまねく汚染され、大規模かつ長期的な住民避難を要します。福島第 1 原発事故では、当初約 5.4 兆円と公表された事故の損害賠償額は、2017 年時点で除染・廃炉費用と合わせ 22 兆円、日本経済センターでは 70 兆円と試算されており、国民負担（税及び電気料金）によって賄われています。

日本、鳥取県、米子市も人口減少・少子高齢化社会に突入するなか、中国電力の販売電力量は 2010 年から減少をつづけ、供給予備率も通年余裕があります。また、同社は島根原発の安全対策費が 3000 億円から 5000 億円に上振れすることを明らかにしていますが、想定を超え続ける設備投資は電気料金を押し上げ、暮らしと産業を圧迫し、未来世代に負の遺産を残すこととなります。

以上から、中国電力に対し、島根原子力発電所の稼働に伴い想定している事故の影響想定と損害賠償体制について情報を公開し、自治体や住民が納得できるような十分な説明を行うよう求めてください。

